

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年4月21日 午後1時30分～午後3時47分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	橋口博文	委員	川添公貴
副委員長	成川幸太郎	委員	福元光一
委員	上野一誠	委員	中島由美子
委員	井上勝博	委員	帯田裕達
委員	佃昌樹	委員	森満晃

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○その他の議員

議員	江口是彦	議員	新原春二
議員	杉蘭道朗	議員	谷津由尚
議員	福田俊一郎	議員	小田原勇次郎
議員	永山伸一	議員	下園政喜

○参考人

薩摩川内市原子力推進期成会

副会長 廣瀬十士（鹿児島県建設業協会川内支部長）

副会長 手打一也（鹿児島県タクシー協会川内支部長）

会員 山田島稔（川内商工会議所副会頭）

○参考人補助者

薩摩川内市原子力期成会事務局 岩下晃治（川内商工会議所専務理事）

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	南輝雄
議事調査課長	道場益男	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一

○審査事件等

・ 陳情 11 件の審査

(平成 25 年受理分)

- ・ 陳情第 6 号 川内原発再稼働反対を求める陳情
- ・ 陳情第 7 号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発 1・2 号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書
- ・ 陳情第 8 号 川内原発 3 号機増設計画の白紙撤回を求める陳情
- ・ 陳情第 9 号 川内原発 1 号機・2 号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書
- ・ 陳情第 10 号 川内原発 3 号機増設白紙撤回を求める陳情書
- ・ 陳情第 11 号 原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書
- ・ 陳情第 12 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情
- ・ 陳情第 13 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情
- ・ 陳情第 14 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情
- ・ 陳情第 15 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

(平成 26 年受理分)

- ・ 陳情第 2 号 川内原子力発電所 1・2 号機の一日も早い再稼働を求める陳情

(1) 陳情第 2 号に係る参考人招致

(2) 陳情 11 件に関する今後の審査の進め方について

ア 審査書(案)に係る原子力規制庁の参考人招致について

イ 電力供給計画の説明について

ウ エネルギー基本計画について

エ 福島第一原子力発電所の視察について

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在10名からの傍聴、及び写真撮影の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

△平成25年陳情第6号—陳情第15号、
平成26年陳情第2号

○委員長（橋口博文）それでは、平成25年受理分の陳情第6号から陳情第15号まで、及び平成26年受理分の陳情第2号の陳情11件を一括議題といたします。

△平成26年陳情第2号に係る参考人招致

○委員長（橋口博文）まず、陳情第2号に係る参考人招致を行います。参考人については、お手元に配付の資料のとおりです。

また、資料に記載とおり、補助者の申し出がありました。これにつきましては、申し出のとおり補助者を認めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）それでは、申し出のとおり補助者を認めることに御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、参考人、補助者が入室しますので、ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~

午後1時33分休憩

~~~~~

午後1時35分開議

~~~~~

〔休憩中に参考人・補助者入室〕

○委員長（橋口博文）休憩前に引き続き、会議を開きます。

始めに、参考人及び補助者を御紹介いたします。

薩摩川内市原子力推進期成会副会長、廣瀬十士氏です。次に、副会長、手打一也氏です。次に、会員、山田島稔氏、次に補助者の事務局、岩下晃治氏です。

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、当委員会に御出席をいただき、ありがとうございます。

ここで参考人に申し上げます。審査の進め方、質疑に関する留意事項については、あらかじめ説明してあるとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人から陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（山田島 稔）着席したままでよろしいですか。

○委員長（橋口博文）はい、どうぞ。

○参考人（山田島 稔）私は、薩摩川内市原子力推進期成会メンバーの川内商工会議所副会頭及び公益社団法人川薩法人会会長をいたしております山田島と申します。本日は、このような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

陳情趣旨を説明させていただく前に、東日本大震災と津波被害によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました全ての皆様に心からお見舞いを申し上げ、早急な復興を願っております。

また、福島第一原子力発電所の事故により、避難を余儀なくされている皆様には、一日も早くふるさとに帰還できますことを、同じ立地地域の住民として切に願っております。

それでは、参考人を代表いたしまして、このたび提出いたしました川内原子力発電所1、2号機の日も早い再稼働を求める陳情の趣旨を説明させていただきます。

当期成会は、川内原子力発電所3号機建設促進期成会が前身でございますが、現在運転停止中の川内原子力発電所1、2号機の再稼働にかかわる要望等の活動も実施するために、昨年11月1日付で薩摩川内市原子力推進期成会に名称を変更いたしました。72団体の延べ7,080の会員で構成されており、原子力発電の推進と、当市地域の住民や団体、企業と社会の健全な発展に貢献することを目的としております。

今回、陳情を提出するに至った経緯であります  
が、本市地域を支える重要産業の一つと認識して  
いる川内原子力発電所が運転を停止していること  
で、定期検査や補修に携わる建設業、電気工事業  
関係者、作業員の宿泊や飲食が大きな収入減とな  
っていたホテル、旅館、民宿や飲食業はもとより、  
流入人口減少により、サービス業、小売業、バス、  
タクシー業と多くの業種において、売り上げ減少  
等の影響が懸念されます。

原子力発電所停止後、お客様が大幅に減少して  
おり、この状態が続けば経営が成り立たない等の  
切実な声も聞かれております。

さらには、原子力発電所の長期停止に伴う、火  
力発電用燃料費の大幅増加を受け、電気料金が値  
上げされ、家計や企業活動に大きな影響を及ぼし  
ておりますが、今後も現在の状態が続けば、再値  
上げも取り沙汰されており、大きな懸念材料であ  
ります。

ところで、昨年の7月8日に、福島第一原子力  
発電所事故の教訓や海外の最新の情報、規制動向  
を踏まえた新規制基準が策定されました。新規制  
基準につきましては、原子力規制委員会の田中委  
員長が、世界一厳しい基準をつくるとして取り組  
まれ、策定後には、国際的に見ても相当高いレベ  
ルになったと発言をされております。安倍首相も  
世界で最も厳しい内容の規制基準ができたと評価  
されたと報道されているようであります。

新規制基準制定を受け、同日、九州電力は、川  
内原子力発電所1、2号機について、新規制基準  
への適合性の申請を行っております。当初、審査  
期間は、およそ半年かと言われておりましたが、  
現在までの約9カ月間にわたり、厳しい審査が続  
けられており、九州電力は、規制委員会の審査や  
要求に真摯に対応しているものと認識をしており  
ます。

そうした中、2月19日に原子力規制委員会が  
審査を優先する発電所を選定する方針を示した際  
に田中委員長は、選定したプラントは審査合格の  
見通しが立ったと考えてよいとの発言をされまし  
た。

この発言を受け、川内原子力発電所1、2号機  
は、早期の優先選定について、有利な立場なので  
はないかと、そういう見立てがあったこともあり  
まして、当会会員から、川内が選定されれば  
再稼働を急いでほしいという声がありましたのを

受けまして、3月12日に、当会役員会を開  
催し、一日も早い再稼働を求める陳情提出につい  
て了承をいたしました。翌13日に、原子力規制  
委員会で、川内原子力発電所1、2号機が、審査  
を優先する発電所を選定されましたので、このた  
び陳情書を提出いたしました次第であります。陳情書  
につきましては、既にお手元に配付をされている  
ことと存じますので、朗読はいたしません。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財  
政出動、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢  
による一体的な取り組みの政策効果により、内需  
を中心に景気回復が進んでいるという見方がなら  
れておりますが、本市のような地方におきまして  
は、残念ながら、アベノミクス効果と言われる景  
気回復の実感はほとんど感じられないのが実情で  
ございます。さらには、原子力発電所の長期停止  
による電力の需給逼迫や電気料金の再値上げの可  
能性と地方の零細中小企業は苦境に立たされてお  
ります。

そうした中、4月11日に原子力発電を重要な  
ベースロード電源と位置づける国のエネルギー基  
本計画が閣議決定されました。それによりますと、  
原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認  
めた発電所は、その判断を尊重し、再稼働を進め  
るとしております。つきましては、あくまでも川  
内原子力発電所1、2号機が、新規制基準に適合  
するとの判断がなされた場合であります。安全  
性の確保を大前提に川内原子力発電所1、2号機  
の一日も早い再稼働を切に希望するものでありま  
す。

我々も、むやみとどんな状況でも再稼働を望ん  
でいるわけではありません。繰り返しますが、川  
内原子力発電所1、2号機が、新規制基準に適合  
するとの判断がなされた場合であります。なおかつ、  
安全性が確保されるということが前提に、川  
内原子力発電所1、2号機の一日も早い再稼働を  
切に希望するというのが私どもの陳情を提出した  
趣旨でございます。何とぞ本陳情に同意してくだ  
さいますようお願い申し上げまして、説明を  
終わります。

以上です。

○委員長（橋口博文）ありがとうございました。  
これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（上野一誠）参考人には大変御苦労さま  
でございます。72団体という一つのこの組織の

中で、推進期成会という形で、今回、陳情の願意というのは、この陳情書も含めて、先ほど山田島参考人のほうから、思いをお話をされたというふうに思います。これまで、委員会も反対陳情において陳情者の意見も聞いてまいりました。それで、再稼働を一日も早く求める陳情というのは、今回初めてでありますけども、2、3ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

まずは、この陳情の主な柱といいますか、柱というのは、再稼働がされないことによって、本市を取り巻く地域経済、特に地域経済に与える影響は極めて大きいということが1点と。もう一つは、やはり、新規制基準に適合すると判断された場合には、再稼働を早期に進めてほしいというのが一つの柱のように思います。

そこで、新規制基準、若干触れられましたが、世界に誇れる新規制基準という捉え方からすると、参考人としては、この新規制基準をどのように評価されているのか。それと、規制基準が適合というふうに判断された場合には、再稼働を一日も早く進めると。安全性が確保された場合、進めるといことなんですから、基本的には、この規制基準がクリアした場合には、安全性が確保されたものというふうに認識をしておいていいか、それが2点目です。

3点目。以前、これは平成24年の8月だと思うんですけども、1号機、2号機運転停止によって、地域経済に与える影響ということでアンケートもとられているというふうに思っておりますが、その中で具体的に72団体ですので、いろんな角度があると思うんですけども、具体的にどういうものが影響が出ているというふうに御案されているのか、これを3点目。まずは、そこからお尋ねしたいと思います。

**○参考人（山田島 稔）** 新規制基準につきましては、正直私どもが原子力発電所について詳しい知識を持っているわけではありません。専門家の方々が慎重に協議をされ、定められた規制基準については、それを信じるという立場であります。

2番目は、じゃあ新規制基準をクリアした場合にはそれで安全だと思うのかという御質問であったと思いますが、先ほどとダブりますけども、私どもは、国が責任のもとに規制委員会で新しい規制をつくるのであれば、それをクリアできたら当然安全なものであるというふうに確信をいたして

おります。

アンケート調査につきましては、私どもの薩摩川内市原子力推進期成会が行ったわけではありま  
せんで、川内商工会議所と薩摩川内市商工会の経済団体で実施をいたしまして、内容につきましては、旧川内市内の川内商工会議所の会員の方々と商工会の方々、旧4町4村の方々とは、影響について認識がかなり違った部分があります。それは原子力発電所との距離感の問題もあるかと思いますが、全体的に見ましても、30数%の方々が直接的に影響があったというふうに回答をされております。具体的な業種につきましては、先ほど趣旨説明で申しました。一番如実にあらわれておりますのは、旅館、ホテル、民宿業の方々と、これはもうはっきり数字に出ていると思われますし、食事等を提供されるところ、特にお弁当等も含めまして、飲食業の方々もはっきりと数字が出ておるようであります。

以上であります。

**○委員（上野一誠）** ありがとうございます。ちょっとまた簡潔に質問を申し上げます。

今回、エネルギー基本計画が打ち出されて、一応閣議決定がされて、原子力を重要なベースロード電源というふうに位置づけてあります。安全性が確保された原子力発電所は再稼働させるというふうに基本計画では一応示したんですが、日本再興戦略の中にも、再稼働については、安全性が確認された、いわば規制基準を適合すると認めた場合には、それを尊重して、原子力発電の再稼働を進めると。ただし、その際、立地自治体と関係者の理解と協力を得るといことが原点にあります。

そこで、これから国がどういう指針というか、そういう理解と協力を得るために、どのようにしていくか。あるいは県知事も説明会の動きいろいろあるんですが、国に望まれる一つのこの理解と協力を求めていくという中で、立地自治体として、参考人はこのことはどういう説明会でどういう理解、協力を得るような方法といいますか、どういう望みをお持ちですか、これが1点。

それから、もう1点。この規制基準適合審査を受けるに当たって、九州電力がこれまで安全対策を講じてきたことは多くあるというふうに思っています。これは、我々もいろいろ現地も見せさせていただきました。そして、規制庁の審査会場をこの委員会で傍聴したときに、さすがに、女川と

東北電力、そして、中部電力の、二つの傍聴、審査の傍聴でしたけども。やはり、電力会社のいろんなそういう取り組み、説明もやっぱり違いがあるというふうに思っています。

さすがに、地震を体験した東北電力は、やっぱりそれなりの説得力のある説明をしたように感じましたけども。そういった意味では、この九州電力が、これまでの3.11以来、こういう安全対策適合審査に基づいてのいろんな取り組みというもの、いわゆる現場力をどう高めていくかということにもつながるんですが、そういう意味では、九州電力のこれまでの取り組みを参考人としてはどのような理解をしていらっしゃるか、これをお尋ねしたいと、2点だけです。

**○参考人（山田島 稔）** 国につきましては、原子力発電所は、国策で進めておる発電所でありまして、当然のことながら、規制基準等も、国の規制委員会が策定をしているわけでありますから、責任を持って住民に対する万全な説明を行っていただきたいというふうに思っております。

2点目は、私は、原子力エネルギーフォーラムという日本全国の立地地域の方々が集まっている会議がありまして、10数年参加いたしておりますけども。北海道電力だけ見たことがありませんが、あとの原子力発電所及び電力事業者の訪問をいたしております。そのメンバーの総意といえますか、意見の中でも、九州電力の発電所対応、すばらしいものがあるという評価を、私は地元の業者でありますからあれですが、そういうふうにいただいております。万全の信頼を寄せているというふうにお答えをいたしておきます。

以上です。

**○委員（中島由美子）** お疲れさまです。この期成会が72団体、延べ7,080人という数をおっしゃったんですが、この陳情を出されるまでに、延べですので、実数がどれぐらいかというのちょっとお聞きしたい部分がありますけど。その方々がこの陳情を出すまでにいろんな議論があったと思うんですけども、全て本当にこの意見に賛同されたのか。さまざまな意見があったと思うんですけど、その変遷というものがあつたらお聞かせ願いたいと思います。

二つ目に、確かに、今、停止をしていて、民宿とかホテル業が大変な状況にあるというふうにおっしゃっていますが。最近聞く話では、今、九州

電力が、安全対策を一生懸命していることによって、民宿関係、ホテル関係が、大変人出が足りないということもお聞きしております、大部分の方々を抱えているという現実もあると聞いているんですが、そのあたりはどのように考えておられるかお聞かせください。

**○参考人（山田島 稔）** 1点目は、副会長の二人がおられますので、お願いいたしまして。2点目についてであります。現在、確かに川内原子力発電所に作業員として入り込む方々がふえておまして、民宿、ホテル、旅館、かなり稼働がよくなっているというのは事実であると思います。

しかしながら、それは、所詮一過性のもので、今の状況でありまして、このまま停止状態が続くとすると、その状況が終わってしまえば、先ほど申し上げた状況に返ると——大変稼働が悪いという状況に返ると、いうふうに考えます。1号機、2号機の再稼働により定修等が始まりますと、定期的な作業員等の入り込みにより、稼働の上昇が見込めるのではないかとというふうに思っております。

**○参考人（廣瀬十士）** 先ほどの1番目でありまして、陳情書提出は期成会参加70人団体の代表である役員会で了承をいただいております。総意であると考えております。

**○委員（井上勝博）** いつもお世話になっております井上です。よろしく申し上げます。

大事な問題ですけども、規制基準がクリアされていれば事故は起こらないということについて、本当でしょうか。それは、安全が確保されたというふうにおっしゃったんですが、それは、事故が起こらないということをおっしゃってるんですか。安全性を確保されたというふうに見ると言われたんですね。規制基準がクリアされれば、そういう意味なんですか、事故が起こらないというのは。

**○参考人（山田島 稔）** 事故が起こらないかどうかということについて、正直私がお答えできるような専門的な知識を持ち合わせておりませんので、お答えのしようがありません。しかしながら、趣旨説明で申し上げましたように、規制委員会が、新規規制基準を世界にも誇れる基準だという形で策定したのであれば、我々住民はそれを信じるべきだと思いますし、そういうふう信じております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** かつては、安全基準というふうに呼んでいたんです、規制基準を。しかし、規制基準というふうに変えた理由は、安全が確保されたということではないんだということを田中委員長が言ってるんです。あくまでも、規制基準は規制基準であって、安全が確保されたということを行っているわけではないというふうに言っているんですが。ということは、やはり、安全が確保されなければ同意できないとおっしゃるのであれば、この田中委員長の発言をどのようにお考えですか。

**○参考人（山田島 稔）** 私も日本共産党の鹿児島県委員会が出されました文書で今御質問された内容については、赤旗等でも読んでおりますし、承知いたしておりますが。先ほども言いましたように、安全基準が、新規制基準に変わった理由については深く承知をいたしておりませんが。しかし、私どもは、国の、日本国の最高の専門家を集めた規制委員会が新規制基準という形で策定した基準を信じなくて何を信じるかということになりますので、当然のことながら、この新規制基準をクリアしたものについては安全であるというふうに考えております。

事故が起こらないかと言われますと、これについてはお答えのしようがありません。

以上です。

**○委員（井上勝博）** これアピールを出したわけですが、規制委員会の田中委員長が、安全を確認したという言い方は必ずしも正しい表現だとは思っていない。絶対安全とか、そういうことは申し上げていない。今回の規制の基本的考え方として、リスクが常に残っているというのがベースですというふうに、2月12日の記者会見で述べている。ですので、安全が誰も確保したというふうには言ってないんですね。世界一厳しい基準というのは、総理大臣も言ってますし、田中委員長も言っているんですが。しかし、安全が確保されたというのは誰も言ってない。それについては、そういう認識はないですか。

**○参考人（山田島 稔）** 繰り返しになりますけれども、新規制基準をクリアしたということは、私どもは安全性が担保されたというふうに考えております。そういう考えでいいのではないかと、私は考えます。絶対安全というのがどういうことをおっしゃられるかわかりませんが、それについて

は、私のほうで絶対安全であるという表現を言及したものではありませんので、お答えはいたしかねます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 今、安全だというふうに言っているわけではないので、そういうふうに思われるのは、それはもう個人の自由だとは思いますが、誰もそれを保障しているわけではない。そのことはやっぱりきっちりと見ておきたいなというふうに思います。

それで、先ほど中島委員からもありましたけれども、私も九州電力の作業員の数をずっと月別にデータをいただきましてグラフをつくってみたいんですけども。それから見ると、原発というのは動いているときが一番少ないんですね、作業員が。定期点検のときが一番多いということになっています。今とまっているんですが、2月段階では1,700人ということでのいるわけです。先ほどもおっしゃったように、結構、民宿では作業員の方が泊まっていらっしゃるということなんです。

だから、この陳情の中で言われているのは、少しそういう意味では、ちょっと現在の段階からいったら、少しおかしいのかなというふうに思うんです。

今、厳しいのであれば、作業員らが来ても厳しいということであって、その原発の関係で動いてないから厳しいんじゃないくて、世の中これだけ不景気で、しかも、消費税が増税されたということのほうの影響のほうで、ずっと大きいというふうに私は考えられると思うんです。

だから、原発の再稼働を急げって言ったって、再稼働したら人数は減ってしまうというのが見えているわけであって、安全対策をずっと続けてもらったほうがいいわけじゃないですか。そうでしょう、そういう観点からいえば。だから、その辺はちょっと陳情の中で言われていることが、少し違うんじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**○参考人（山田島 稔）** 私は多少考え方が違います。まず、作業員の件でありますけれども、先ほども申し上げましたように、安全対策工事の経済効果は、現在安全対策工事を行っているために出ている一時的な経済効果であるというふうに考えます。定期点検が大体、13、4カ月1回ありますと、約2カ月から3カ月行います。1号機、

2号機を二つあわせますと、作業内容によって異なるでしょうけど、4カ月から6カ月間の定期点検による作業員の流入による経済効果が見込めると。そういうことで、定期検査による安定的に人員が流入してくれることのほうが好ましいというふうに考えます。

それと、現在、御承知のように、九州電力は大変な大赤字に苦しいんでおりまして、原子力発電所を再稼働する動向とは別な形でも、新聞の発表等でしか知り得ませんが、安全対策に三千数百億円かかったというふうに、つい昨日か一昨日報道されていたようであります。

この安全対策をこのように再稼働ができないまま続けていって、本当に九州電力は大丈夫かなという思いもするわけでありまして、安全点検は、基準をクリアし、再稼働をするためにしているのではないかと。そのための安全対策であるというふうに認識をいたしております。

以上です。

**○委員（井上勝博）**ただ、この文書の中で、とまっているから民宿やバス、タクシー、サービス業が大変だというふうにおっしゃるから、とまっても作業員がいっぱい来ている。それで苦しいっておっしゃっているんだったら、動けば作業員減るわけですからというふうなことを言っているわけで、ちょっとこの文書がおかしいんじゃないかということなんです。

それで、後やっぱり避難計画の問題が全然ですね。一応完成というふうになっているけれども、実際避難計画が実効性があるのかということについては、非常に議論されていて、特に、要援護者の方々、学校や病院施設関係、それから、在宅での寝たきりの方、こういった方々を安全に避難できるんだろうかということについては、十分とは言えないというのは誰が見ても明らかだと思うんです。ところが、この避難計画は、アメリカでは避難計画が確保されてなければ廃炉になったというところもあるわけですけども、避難計画と再稼働は関係ないよという立場で知事とか言っているわけです。規制委員会も一応骨子はつくりましたと。あとは自治体の責任ですというふうに言っているわけです。これはどうお考えですか。避難計画はやっぱり万全にしなければおかしいというふうにお考えにならないですか。

**○参考人（山田島 稔）**避難計画につきまして

は、私どもが言及するところではないというふうにも考えますけども、私どもは経済団体の代表として、期成会に入っております、その立場でここにきております。避難計画については、国、自治体が責任を持って対処されるべき問題でありまして、これも、私どもが言及すべきことではないと考えます。

以上です。

**○委員（井上勝博）**使用済核燃料についてお尋ねしたいと思います。先ほど九州電力がもし再稼働しなければ、これから経営が成り立たなくなるのではないかというふうなおっしゃり方をされたんですが。逆に再稼働すれば、使用済核燃料が1年間に50トン出てくると。そして、現在プールには7割がもう満杯であると、六ヶ所村は動かないと、というような状態のもとで、動かせばどんどん使用済核燃料はふえていく。その処理については、一体どういう方法があるのか、どれだけコストがかかるか、そういうこともよくわかっていない。また、コストが電力会社のことを御心配された件でいうと、東京電力はもう破産しなくちゃいけないような状態になっているわけです、事故を起こせば。そういった施設というのはそうないわけであって、かえってそういう原発に頼っていくということが、企業にとっても物すごいリスクを抱えるということになるんじゃないかと。この二つについてお尋ねしたいと思います。

**○参考人（山田島 稔）**大変申しわけありませんが、廃棄物につきましては、現在世界でも技術が確立されてはいないこと。現実的に、地下300メートル、もしくは数百メートルに格納するというような案があることのみ承知いたしておりますが、これにつきましても、私どもが技術的、もしくは可能性についてとても言及できる問題ではございませんので、何ともお答えしようがありません。ただ、大きなことをいいますと、人類は大きな困難を今まで技術力で乗り越えてきたと信じておりますので、今すぐどうこうはわかりませんが、必ずやこの問題もクリアしてくれるのではないかというふうには考えます。

〔「事故のリスク」と呼ぶ者あり〕

**○委員（井上勝博）**要するに、九州電力は原発を動かさなければ、もう成り立たなくなってしまうのではないか。東京電力は、事故を起こして、実際はもう成り立たなくなっているわけです。



だから、原発というのは、事故を起こせば大変なコストがかかる。このことはもうはっきりしているわけで、そういう重大なリスクを抱えるということについてはどうお考えなんでしょうか。

○参考人（山田島 稔）お答えになるかどうかわかりませんが、どうしても繰り返しになりますけど、私どもは、同じことを言うかと言われるかもしれませんが、新規規制基準をクリアした場合には、私どもの考えでは、安全性は担保されているものというふうに考えていると先ほど申し上げましたので、リスクが全くないとは申しませんが、それほどのリスクを及ぼすものであるかどうか、それについても、済みません、ちょっとうまく表現できません。失礼しました。

○委員（佃 昌樹）参考人、御苦労さんです。幾つか質問をしたいと思いますが、まず、肩の力を抜いていただいて。まず、3号機増設のときに、いろいろ公聴会をやったり、賛成陳情もいろいろたくさん聞きました。原子力発電所の推進についてのいろいろな意見は、そのときに、たくさん聞いて理解はしているつもりです。今回の陳情文書についても非常に整理されて、理解ができるというふうに思っております。

そこで、質問の前段としてちょっとお伺いしたいんですが、川内商工会議所の会員として、九州電力関係、つまり、九州電力川内支店、または九州電力総合事務所、または川内原子力発電所、ここは会員として登録されているのかどうかというのが一つです。それから、もう一つは、本委員会の中でも放射能は怖くないという人がいるんですが、放射能について、どういった見解をお持ちなのか。前段としてその2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○参考人（山田島 稔）まず、第1点は、川内商工会議所は、薩摩川内市内の旧川内市から高城地区を除く、基本的にエリアがありまして、そのエリア内にある事業所は…。失礼しました。訂正いたします。九州電力川内営業所だけが川内商工会議所の会員であります。

○委員長（橋口博文）放射能の…。

○参考人（山田島 稔）放射能についてどう思うかという。済みません。もう一回。

○委員（佃 昌樹）補足をします。原子力発電所から放射能が出なければ、徹底して管理が行き届いて、絶対、放射能が出ないとなれば、原子力

発電所物すごくエネルギー確保の上では画期的なものであるというふうには感じているわけです。残念ながら、なぜというところで放射能があるわけ。その放射能に対してどのような見解をお持ちですかと聞いているんです。

最初にお断りしておけばよかったんですが、答えられないものはもう答えられませんとか、もうはっきり意思表示をしていただいたほうがありがたいんですが。

○参考人（山田島 稔）放射能についてどう考えるかということですが、申しわけありません、ちょっと私では何とも答えられません。

○委員（佃 昌樹）わかりました。じゃあ幾つか質問をしたいと思います。

先ほど原子力発電所の安全性の認識についていろいろ尋ねられたと思うんですが、今回の私なりの、または一般的に言われている新規規制基準の目的、この目的については、実際に過酷事故が起こったわけですから、過酷事故に至らない、そうならないための事故の低減を、それを可能な限り強めていくことが新規規制基準ですと、こういうふうになっていると思うんです。だから、確実に安全性が担保されているということではないし、事故は起こり得るものとして考えなきゃいけない。これが底流に流れていると思います。そういう観点からいろいろお答えを願いたい部分もあるんですが。私は、ここにいるものもほとんど専門家じゃありませんから、科学的な、技術的な、そういった見解を持ち合わせてはいませんので、どっちかという、倫理的に、道徳観的な立場でどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

一つ目は、現実には福島の第一原発事故が起こったわけですが、被災者についてどのような見解をお持ちなのか。先ほど山田島参考人のほうで、一日も早い帰還を願っていますと。冒頭そういった言い方がありました。補足説明があったら — その一言でもわからないわけじゃないんですが、補足説明があったら、お願いをしたいと思います。

二つ目行きます。二つ目。今、過酷事故が起こって、その被災地、被災者への対応、対策をやっている最中ですが、この対応、対策について全面的に、その対応が十分なされているとお考えなのか、不十分だとお考えなのか。では、誰が全責任を持って対応しなければならないのか、どういうふうにその辺は考えていらっしゃるのかというこ

と。

それから、三つ目。例えば、再稼働が賛成という結論になったとき、再稼働賛成という結論になったときに、私たちが原子力発電所に対して、一番重視する問題は何なのか。再稼働の促進を願っている方々が、実際再稼働になったときに、じゃあ原子力発電所に何を求めるんだらうということです。

それから、七つありますけど、5番目に、先ほど地層処分の問題が出ましたけども、地層処分、使用済核燃料についての地層処分問題が出ましたが、残念ながら、新聞にも甕島が適地だと言った新聞もありました。今回第1に、鹿児島県の薩摩川内市は、再稼働に一番優先的な原子力発電所として評価をしていきますと、こういうことである。裏返せば、それだけ地層が安定していますよと。だから、最終処分場としても、ターゲットとしての可能性はふえてきますねと、そういった論法も成り立つわけです。だから、そうなったときに、いや、それは責任は負えませんとか、言えませんかじゃなくて、住民として、どういうふうに対処をしなければならないのか。その辺までは考えておかなければならない問題なんですけど、そこをどういうふうに考えていらっしゃるかということ。

それから、最後から二つ目ですが、薩摩川内市に対して、立地自治体に対して、いろんな原発の交付金があります。いっぱい交付金があります。各家庭では6,000円という交付金もありますし、九州電力からわざわざいただいているといったような認識をしている御家庭もあります。事業者は事業者なりに交付金があります。この交付金を、この背景について、交付金のあり方の背景、なぜこんな交付金ができなのか。この背景をどう受けとめていらっしゃるのか。

それから、最後です。福島事故が起こって、かなりやっぱり原子力発電所に対して敬遠をしている、国民の間には、そういったことがもう今、横行しているわけですが。私は、かつて平成21年度、平成22年度、このころの薩摩川内市の統計を見て、生産性は物すごくあるんです。薩摩川内市の生産性は鹿児島県一なんです。しかし、それに見合う所得はないわけです。所得は、鹿児島市にはるかに追い抜かれている。生産と所得が見合う段階にないんです。だから、そういったことで、結局、所得はどこに持ってかれているのか

ということなんです。川内にそれだけ定着はしていないということです。そういったことで、薩摩川内市の生産性と、それから、個人の所得がマッチしていない。そういったいびつな現象もあります。

それと同時に、この陳情の中にも、中心市街地の活性化がなされていかない。これはもうずっと課題になっています。原子力発電所が動いているときからの課題です、ずっと。だけど、こういったものが解消していかないで、例えば一部の事業者、直接工事関係、それから、点検関係、そういったことに直接携わる業者の業種の方々は、一定程度何かがありそうなんですけど、薩摩川内市全体として、むしろ敬遠されていっている状況もあります。敬遠されながら、本当に経済が活性化するのかどうなのか。その辺がはっきりした指標がないんです。

例えば、本年度、平成26年度の薩摩川内市の予算を見ても、事業税とか法人税、それから、個人の市県民税、そういったものが減額をされてきているかといえ、そうでもないんです。それは、各事業所が努力をされているのかもしれませんが、前年度と変わらないような原発が動いているときと同じような予算の額になってきているわけです。だから、そういう全体的な指標から見ると、本当に原発の関連業種の方々には影響はあるのかもしれないけれども、長い目で見たときに、本当に経済的な指標というのがきちんと確立されているのかな、この心配をしているわけです。その辺のところ、商工会議所さんは専門的な見解をお持ちでしょうから、できたら、わかるように説明していただけたらありがたいと思います。

以上です。

○参考人（山田 稔） 済みません、4番目は何だったでしょうか。1番目は、福島の帰還の問題、2番目は、対策等が十分か、3番目は何が求めるかでした。4番目が、申しわけありません、ちょっと。

○委員（佃 昌樹） 具体的にいうと、使用済核燃料の候補地となったときに、そこまで考えにやいかんのじゃないかと。川内原子力発電所が、一番ということは、地層が――今回地震が一番の問題でしたから、だから、地層が、安定しているということになると、使用済核燃料の最終的な中間保管を含めて、最終的な処分を薩摩川内市に、実

際、甌島の名前も上がっていますが、そうした場合に、それを受け入れるとか受け入れないとか、そこまで考える必要があるんじゃないですかということなんです。それについてどうお考えですか。

○参考人（山田島 稔）それは5番目やなかったでしょうか。じゃあ、5番目が、申しわけありません、何だったでしょうか。

現在、避難されている方々がたくさん福島にいるが、どう思うかと、端的にいいますと、そういうことだと思いますが。先ほども申し上げましたが、日本中の原子力発電所立地地域のメンバーが集まる会議に参加しておりまして、女川町、これは第二原子力発電所ですが。それから、富岡町、大熊町、双葉町、そこからも代表の方々が出てこられておりまして。女川は、地震と津波の被害だけでしたので市内にいらっやいます。あとの富岡、大熊、双葉、あとそれから浪江、ここの方々は、私の仲間だった方々は皆さん現在全員避難生活をされております。昨年、福島の原子力発電所の近辺も含めて、4日ほど福島を訪ねて、その旧友たちにもお会いしてきましたが、正直言って大変苦労されているというか、もう大変な状況に置かれております。心から、本当一日も早く自宅に帰られたらと思います。正直そういう状況ではありません。あそこに行ってみたら、もうわかりますけども、草ぼうぼうというよりも、もう何も家も見えないような中に家があるような状況でしたので。ただ、一生懸命、除染を進めていると、そういう現場も見えてまいりましたけれども、相当時間がかかるだろうというのが実感であります。1番目は以上、2番目は以上でよろしいでしょうか。

2番目の対策が、じゃあそれについて、国の対策がこれで十分かと思うかということについては、十分でないと思います。現場を見てとても十分ではないと思っています。あそこに行つて、これでいいだろうという人は、なかなかほとんどいないだろうというのが正直な実感であります。

4番目、じゃあ再稼働した原子力発電所に何を求めるかということですが、個人的な立場を別にいたしまして、本日は商工会議所の副会頭として来ておりますので、その立場で申し上げますと、陳情書に書いてありましてとおり、地域経済に貢献してくれることを求めます。

次に、最終処分場で甌島が、佃委員のお話では、

地盤が安定しているから、1番目に認められたので、それを裏返すというか、掘り下げていくと、この地域に最終処分場をとということになるのではないかと、どう思うかというお話でありましたが。甌島が候補地に上がっているというような話は、うわさ程度といいますか、そんな話もあるかなというぐらいには承知をしておりますが、実際、具体的に候補地になったという報道も何も私は目にいたしておりませんので、何とも申し上げようがありません。現在でいいますと、とりあえず、1号機、2号機の再稼働を求めている状況で、とても最終処分場の甌島がどうのこうのということまで気が回っておりませんので、これも何とも申し上げようがございません。

次が、交付金の背景であります。率直にわかりません。

7番目が、生産と所得にギャップがあるのではないかと。これは、どこにどういつているかという御質問でありましたが、どこをどう捉えているのか、ちょっと私が理解できませんでしたので、これについてもわかりませんとお答えしておきます。

済みません、何かありましたらお願いいたします。

○参考人（廣瀬十士）先ほどのあれですけど、被災地の方に対しては本当早いふるさとというか、自宅に帰ってもらいたいというのはもう切な我々の願ひです。

それから、対策としては十分かという御質問だったんですが、これにつきましては、私も国のあれはまだまだ足らんとじゃないかなと思っております。

それから、再稼働したらという話ですが、これはもう安全に安全、もうこれ以上はないというぐらいに毎日、毎回チェックというか、安全対策は続けていつてもらいたいと思っています。

それから、甌島の関係については、ちょっと私なんか初めて聞いたことだし、これについてはちょっと国がすることであつて、我々はちょっとわかりません。

交付金の問題についてもちょっと、どういったあれでどのくらいされているのかも、ちょっと全体的なのがつかめておりませんので、はっきりとはわかりません。

以上です。

○委員（佃 昌樹）先ほど上野委員から出たアンケートの問題、これよくわかるんですね。だけど、やっぱり商工会議所として、九州電力の川内支店が会員として入っておられる。それはそれとして、身内をやっぱり擁護していかにならん立場もあるでしょうし、それはよく理解します。

しかし、やはり、川内全体にとっての経済的なやはり指標というのかな、将来性、こういったことについては、やっぱりノウハウを一番持っているのが会議所だと思っているんです。だから、やっぱりその辺のところの、なぜ運転中であつても、川内の経済が活性化していかなかったのか。そこからずっといろんな思考をめぐらしていただいて、今後どうしていけばいいのか。そういったやっぱり指標づくりというのかな、期待をしてたんですが、なかなかそれが表に出てこないとなると、大変かなと。今後もますます大変かなと。長い目で見たときに、さっき一過性のことをおっしゃいましたが、そういうふうに思います。

それと、再稼働をしたときにという、何を求めるのかといったら、さっき廣瀬参考人のほうで安全、安心の追求だとおっしゃった。この安全、安心の追求は、むしろ再稼働を促進するあなた方がやっぱり主体的に安全、安心を追求して、市民の皆さんの全体が被害に遭うことの内容にせにやならん、そういった覚悟を決めるところじゃないかなと思うんです。私の考え方、間違いなのかどうなのか。私はそういうふうに思います。ただ、専門家じゃないから、専門家のところに頼ることはあつても、再稼働を求めるとなると、やはり、その求める人たちが、最終的にはやっぱり監視をし、チェックをしという、その機能を持つとかんにやいかんのではないかなと思うんですが、そこはいかがですか。

○参考人（廣瀬十士）そのとおりです。基本的にはわかりません。やっぱり先ほど申し上げましたとおり、やっぱりもう安全にやっているというそういった確証を、我々もちろん追及はせんにやいかんと思いますけど、そういった確証を持てるようなやっぱり対応をしてもらいたいということです。

○委員（川添公貴）予定された時間を多少オーバーして御苦労までございます。せっかくオーバーしたんでもうちちょっとおつき合い願いたいと思います。

再確認になると思うんですけど、この陳情の趣旨がおおむね大きく分けて三つだろうと私は理解しています。一つ目が、地域経済について、二つ目が、資源のない日本国のエネルギーについてどう対応していくべきなのかというのを踏まえて、3点目が、新規制基準のとりまい方を踏まえた上で陳情を3点、大きく絞られて出されたんだろうと思っています。

ついては、先ほど何回も重複する点があるやもしれませんが、まず1点目の地域経済活動についてお聞かせ願いたいと思います。

今いろんな意見があつて、今、薩摩川内市は経済活動が活発化しているんじゃないかという意見もあるんですが、これは、単なる一時的保守の問題であつて、恒久的なそういう経済活動とは捉えることは私はできないだろうと思っています。ついては、この恒久的な状態を可能とするならば、大体33%程度経済活動が落ちたとおっしゃったんで、どれほど回復する見込みなのか、まず教えていただきたいと思います。区切って質問させていただきます。

○参考人（山田島 稔）質問の意味をお聞きしたいんですが、1、2号機が再稼働したときにどれぐらい回復するかという御質問でしょうか。言われましたように、私どものアンケート調査の結果表を持っておりまして、約3分の1の方が直接的に影響、マイナスの影響を受けているという回答をされております。私どもの考えでは、川内原子力発電所、1、2号機の再稼働が始まり、そして、再稼働することによって、当然のことながら定修等が始まりますので、原発の停止によって受けたマイナスの影響は、もとに戻るものというふうに考えております。

○委員（川添公貴）今、マイナスベースなんで、それが一旦はゼロベースに戻るだろうというお答えだと理解したいと思います。稼働していた状況に戻るだろうということで、できれば、まだその中でさらなる安全対策をという御意見もございました。多分、そのさらなる安全対策によって次の経済活動があるんだろうと私も思っているところなんですが、その点は後で触れたいと思いますけど。

次に、資源のない日本国として、先ほどおっしゃった火力、石炭で電力を賄っているわけですけど、これらの為替変動及び円安の影響で相当電気

料金が上がってくるだろうと。このまま推移していくと、1、2号機を動かさなかったと仮に仮定した場合、推計される電気料金がおおむね1.5倍以上かな。1.2倍から1.5倍、状況によりますけど。今年度から東電からの融通電力等も考えられているんですけど、そうなった場合、社会経済における影響が仮に動かなかったとしたとき、大きなものがあるだろうと思うんです。そうした場合、薩摩川内市の経済状況は、端的に申し上げます。疲弊していく一途をたどるのかどうかという感じをお持ちなのかです。そこをお聞きしたいと思うんですけど。

○参考人（山田島 稔）疲弊を一途をたどるのかどうかということについては、県内でも有数な経済力を持った地域でありますので、そういうふうには考えておりませんが、先ほど来申し上げますとおり、現在停止していることによるマイナス影響はあることは否めないというふうに考えておりますので、先ほど言われた、これを少なくともゼロベースといいますか、もとの状態に戻すことがまず先決だというふうに考えます。

○委員（川添公貴）済みません、疲弊の一途ってちょっと表現が悪かったんですが、産業活動の中で、大体電気料金というのが、工場関係で20%ぐらい原価の中で占めているんです。その20%が仮に1.5倍になった場合、従業員の給料を削るしかないという意味合いも込めての話だったんで。やはり、ちょっと話はずれるんですけど、商船三井の船が中国で今没収された状態です。船籍的にかなり中国を通ってきた船が、タンカーが仮におさえられたりとかいう問題も今後考えざるを得ない状況なんで。やはり、自国で安定生産をするようなエネルギーが必要だろうということで、今回陳情を出されたものと理解しているんですが、自国で安定したそういうエネルギーをもってして安定供給をしていく体制をまずは望んでいらっしゃるかどうか、ちょっと再確認させていただきたいと思います。イエスカノーかで結構です。

○参考人（山田島 稔）イエスカノーかで答えるということですので、そのとおりでございます。

○委員（川添公貴）じゃあ3点目でお伺いしますが、新規規制基準に関して、先ほどさらなる安全対策が必要で、この新規規制基準が十分であるとは言えないとは聞こえなかったんですが、国の安全対策が十分ではないというお答えをされたんです

よね。私は、この新規規制基準に関しては、世界の中でも一番厳しくて、一番ハードルの高い、シビアな検査方法だとは理解しているんですが、まずは、この新規規制基準が、そこちょっと意見が合わないというか、ちょっと理解しづらかったんですが、一歩下がって新規規制基準が世界でも有数な基準だと、最高レベルの基準だということを言っているわけですけど、そのように理解されていらっしゃるかどうか、再度確認したいと思います。

○参考人（山田島 稔）少し私の発言の仕方が悪かったのか、捉えられ方が違うと思うんです。安全対策が不十分というよりも、佃委員の質問にお答えして、現在の東電の事故に対する対策が十分か不十分かという御質問だったというふうに理解しましたので、現在の国、東電の福島第一原発事故における対応は不十分だというふうにお答えしたつもりでございます。

2点目については、そのとおり考えております。

○委員（川添公貴）ありがとうございます。東電という部分が抜けてたもんで、多分、東電の対応とか、その部分については、いろんな御意見がありますんで、私の個人的意見は差し控えておきたいと思います。

この新規規制基準に関して、もう一点だけお伺いしたいんですが、先ほど委員の中から陳情を出される方々も一緒にチェックして、見守っていった、意見を言うべきだろうと、責任をとれというような御意見だったんですが、私の考え方は、こうやって皆さん方の御意見を聞いて、判断するのは議会なんで、最終的には議会が責任をとるべきだろうと思っています。それを踏まえて、皆さん方と一緒に責任をとっていききたいと思います。皆さん方だけに責任をとってほしいということじゃなくて、最終責任は議会が判断するわけですから、最終責任は議会だろうと思っていますが、そのような方向性でいろんな議論を深めていきたいと思いますんで、本日はどうもありがとうございました。

○委員長（橋口博文）ほかにはないですか。

○委員（福元光一）山田島参考人にお伺いいたします。この陳情文書だけを見ると、商店街、また、サービス業、バス、タクシー、その業界の人たちだけが経済、影響を受けているような感じもしますけど。私は東電の事故により、九州電力で働いている若い従業員の方々が一番私は被害を被

っていると思うんです。聞くところによると、ボーナスもないとか。そうすると、若い人たちは家をつくってローンなんかもあるんです。そういうところで、外の経済界もなんですけど、やはりそういう発電所内で働く人たち、また、もしくは営業所で働く人たちのことも思って、要望になるかもしれませんが。やはり、先ほどの陳情文書を見て、井上委員、佃委員のほうから、今再稼働に向けてのいろいろ講じて、こういうホテル業界は売り上げはそんなに減ってないじゃないかということもありましたが、それは事実だと思います。しかし、サービス業、こういうところに影響が出るのは、やはり、そこで働いている従業員の方々が、やはり収入が減って、買いたいもの、外食したいところも控えて、そういう影響も出ていると思いますので、これからやはりこういう陳情文書を出すときには、御面倒ですけど、やはりそういうところの事情というのものもある程度記入していただければと思うんですけど、どうですか。今回、また陳情文書でも出されるときは、そういうところも出していただきたいと思うんです。

**○参考人（山田島 稔）** 1点だけあえて反論いたしますと、陳情文書に関連する全ての業種に売り上げ等の影響がさらに拡大することを懸念するというふうに書いてありまして、一例として、先ほど福元議員が言われた業種を特に顕著な業種として上げただけで、全ての業種に影響が及ぶというふうに考えております。

九電の社員のどうのこうのという問題は、申しわけありません。私どもが言及することじゃありませんので、お答えはいたしません。

以上です。

**○委員長（橋口博文）** それでは、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（江口是彦）** ありがとうございます。個人的には、再稼働による使用済核燃料の処分の問題、これは非常に気になるのですが、そのことはもういいです。

1点お聞きしたいのは、この再稼働によっても、未来永劫この原発が稼働していくとは思えませんので、あと20年稼働できるのかなという思いはありますが、その後の、今のいろんな疲弊している状況、カンフル剂的に1、2号機の再稼働で部分的に何か効果はあるのかもしれませんが、経

済界としては、将来的な、長期的な経済の力というか、経済活動の動きを求めるべきじゃないかなと思うんですけど、その辺についてお考えがあったらお聞かせください。

**○参考人（山田島 稔）** 一つ目は、先ほども申し上げましたように、原子力発電所がいつまでも稼働できるものではないと思うんですが、薩摩川内市が、現在、エネルギーのまちを標榜しようとして、さまざまな新エネルギーの政策を打ち出していっています。私ども産業界もこれと手を組んでといいますか、手を取り合って、ベストミックスを目指して、努力をすることによって乗り切れるのではないかというふうに、今お聞きになりましたので、個人的な意見になるかもしれませんが、そういうふうに考えます。

**○委員長（橋口博文）** ほかにはないですね。質疑は尽きたと認めます。

以上で、陳情第2号の参考人に対する質疑を終了しました。参考人には本委員会に御出席をいただき、また、貴重な御意見を述べていただいたことに対しましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、参考人、補助者は退出をお願いします。

参考人、補助者の退出のためしばらく休憩いたします。

~~~~~  
午後2時57分休憩
~~~~~  
午後2時58分開議  
~~~~~

[休憩中に参考人・補助者退室]

○委員長（橋口博文） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△陳情11件に関する今後の審査の進め方について

○委員長（橋口博文） 次に、陳情11件に関する今後の審査の進め方についてに入ります。

前回の委員会において、協議会の中で今後の審査の進め方に関して御意見をいただきましたので、本日はその内容を整理したいと思います。

△審査書（案）に係る原子力規制庁の参考人招致について

○委員長（橋口博文）まず、審査書（案）に係る原子力規制庁の参考人招致についてであります。

前回は、審査書（案）の内容を確認するために、原子力規制庁を参考人招致してはということでしたが、書記が、原子力規制庁と協議しましたので、ここでその内容を報告させます。

○事務局書記（瀬戸口健一）それでは、先日、原子力規制庁の本庁のほうに連絡いたしまして、参考人招致の件をお話しました。その結果、次のように回答をもらったところでございます。

まず、原子力規制庁としては、審査書（案）の段階で、説明することは想定していないということでありました。しかしながら、審査が終了した後、審査書が完成した段階では、説明におうかがいできるということでありました。したがって、審査書（案）の段階での参考人招致は難しいのではないかと考えたところでございます。

なお、原子力規制庁の参考人招致の協議に当たりましては、お手元のほうに、新規制基準の適合審査の流れを記載しました資料2を配付しておりますので、参考にいただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（橋口博文）ただいま説明があったとおりですが、審査書（案）の段階では説明が難しいとのことですので、参考人招致の取り扱いについて御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）この規制庁の職員の参考人については、この間、規制庁の適合審査の視察に行ったときに、委員長と副委員長が直接会って話し合われて、参考人として来てもいいという、そういう了承を得たものではなかったんですか。

○委員長（橋口博文）そのときも、規制基準の審査書、やっぱりこういうのがおさまらんと、説明はできないという、ことですから、私なんかもそういうふうに受けとめておったんですが。やっぱりこういうのが終わってからでなければだめだろうというふうに受け取ったんですがよ。で、帰ってきたですけれども。

○委員（井上勝博）そういうふうに、委員長と副委員長が受けとめられて、参考人の招致をしようとしたわけですね。そしたら、回答が案の段階でできないということなんです、案の段階でできないというのはどういうことなのかと。私たちは、やっぱりきちっと適合審査が厳格にやられているのか。本当に安全性を確保するという立

場でやられているのかどうか。そういうことについて、やはり参考人から聞く必要があると。案の段階だからこそ聞く必要があるというふうに思うんです。だから、私は恐らく交渉をせにやいかんのじゃないかなと思うんです。

○委員長（橋口博文）いや、これは、それで、今書記のほうの説明したとおりです、交渉したわけですから、そういう回答が出てきたわけですから。今説明のとおりですから。

○委員（上野一誠）さきの委員会で規制庁を呼んで、審査書（案）、あるいは審査が終わった時点という議論をしたはずですよ。それで、規制庁を呼びましょうという話に前回の委員会でなっていました。それで、今の事務局の話では、審査書（案）の段階では来れませんよということですので、審査が終わった段階では、これ来れるということで理解したわけね。だから、私は、さきの委員会でも、参考人招致の必要性を申し上げ、また、正副委員長の御提案でしたので、一応審査書は委員会で確認しようという御提案をさきにされたので、それ委員に諮って、一応委員会としては、そのようにしようというのが、さきの委員会で決まってきました。そこで、個人的にも、審査書案の段階でやるのか、あるいは審査が終了した時点でやるのかは、規制庁の対応がありますから、それは動向を見て決めりゃいいじゃないかという御意見も私は申し上げていますので。ですから、案の段階でできないとすれば、審査後、規制庁を呼んで、審査書に対する一応説明なり見解を伺うというふうにされてはどうかというふうに意見として申し上げます。

○委員（井上勝博）審査書（案）の段階から、恐らくパブリックコメントをするんだと思うんですよね、審査書（案）の段階で。それで、本来というか、田中委員長が公聴会を開いてもいいと、自治体の要請があればということだったんです。ところが、自治体のほうは、知事にしても、市長にしても要請するつもりはないということで、結局、そのことについては、尻つぼみになったわけですね。やっぱり特別委員会としてそれでいいんだろうかということなんですよ。

例えば、今、鹿児島大学の木村さんだったかな、火山学の研究を長年されている先生が、今までずっと沈黙をされていたんですけれども、規制委員会のやっぱり審査の内容に余りにも火山を軽視し

ているということで、国会内での学習会を開いて、今度鹿児島市内でもそういう学習会を開いて、この問題については、専門家がいないから曖昧にされているという指摘をされているんです。これは、その鹿児島大学の先生だけでなく、火山学者にアンケートをとると、多くの火山学者が川内原発の危険性を上げているんです。

こういったやっぱり規制委員会の中で、審査されていない、十分ではない部分というのがあるわけです。こういったものを、ただもう一般的なパブリックコメントだけで、私たちはその後に審査すると、参考人を呼ぶというのでは、やっぱり立地自治体の議会の委員会としては余りにも消極的過ぎやしないだろうか。当事者ですから、私たちは。そういう意味では、案の段階で来ていただくということを、再度訴えていただいて、それでもだめだったらしょうがないですけども、やっぱりちょっとどうですかとお伺い的なことではなくて、やっぱりきちっと言っていたきたいというふうに思うんですが。

○委員長（橋口博文）ほかの方はどうですか。井上委員のあれと、上野委員の…。

○委員（川添公貴）前回の委員会で参考人招致については慎重にあるべきだと私は意見でした。しかし、多数決で呼ぶべきだろうということで決まりましたので、その決には服したいと思います。

ついては、先ほど上野委員がおっしゃったように、現在、委員長を初め、書記が努力をしているので、委員会条例の参考人招致という欄で相手が拒否ができる、ちゃんとうたってございます。踏まえると、地道に交渉をしていただくという方向でしばらく間は交渉期間中ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文）ほかにはないんですか、意見は。

○委員（佃 昌樹）それぞれ考えるところは一緒で、基本的には呼びましょうということで合意したんだから、その時期については、交渉が不成立だったら、審査書の段階でも。というのは、かなり時間がかかると、案を見るだけで。専門的な内容が入ってきているから、だから、その審査の内容について、こういった観点から、ああいう観点から、審査の内容をずっとこういうこと案ですから、もう膨大な量になってきてる。我々は素

人で、それを見るということもすごい日数がかかったりやっぱり大変だと思います。大変だからだめだとは言いません。ただ、向こうが来れるということであれば、審査書（案）の段階でもいいんじゃないの。けども、そうじゃなかったから、審査書になった時点でやればいいんじゃないかな。まだ、説明会やらいろいろ手立が残ってますので、その段階でいいんじゃないかなと思います。交渉をしてみてくださいということです。

○委員長（橋口博文）それでは、大方の方の意見も聞きましたが、原子力規制委員会の審査が終わった段階で、審査書に関して、原子力規制庁の参考人招致を行うということで整理したいと思いますが、まだ審査書も出しておられませんので、参考人招致については、改めてお諮りします。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。交渉はしていきますけれども。

○委員（佃 昌樹）新たにもう一回あるということで、提案をするということですね。

○委員長（橋口博文）はい、提案するというところで。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△電力供給計画の説明について

○委員長（橋口博文）次は、電力供給計画についてであります。

前回、上野委員から、電力供給計画を確認する必要があるのではとの意見が出されております。これについては、九州電力に説明を求めることが可能かと思えます。九州電力の参考人招致については、時期を見て行うということになっておりましたが、この際、参考人招致を検討してはと思います。なお、参考人招致を行おうとすれば、川内原子力発電所の新規制基準と適合性審査への対応状況についてもあわせて説明を聞くことも可能かと思われま。

ついては、九州電力の参考人招致を行うか、また、行おうとすれば、説明項目は、電力供給計画と適合性審査への対応状況でよいか、協議いただきたいと思いますが、何か御意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹）いつごろやるのか。もう今補正を出しているんでしょう。補正を出した後にやるんだったら意味はないと思うんです。もう、

だから、補正を出してしまえば、それが今度、審査書（案）に跳ね返ってきます。その審査書（案）の段階で、我々が何も言えない立場だったら、もう審査書で規制庁に来てもらってということで、だから、今いつ九州電力を呼ぶかによって、もう補正の説明を終わってれば、単なるもう事業説明でしかない。

○委員（上野一誠） 今回の審査書の補正申請というのは、原子炉設置変更許可申請が今軸にあって、その後、工事計画認可申請、そして、保安規定変更許可申請というのが、一つのくくりだというふうに思います。この間、プラント部分は更田委員を軸、その地層に関しては島崎委員を軸に現地も見ているんですけど、やっぱりそういうものが、一方では、審査書補正の中でまた御提案をされていくというふうに、私は理解しているんですけども。それで、供給計画は、また一方では、また一つには別の角度もあって、やはり、再稼働を判断するに当たって、今期夏の電力需給の見通しという等々が、今原子力が動かんでも電力は足りるじゃないとか等々 ― 私は、そうじゃないと思っているんですけども、いろいろ融通やらを含めると、等々、のやっぱり供給計画が、今原子炉を動かしていない形の中で、うっどまった状態になっている。とすれば、やっぱりそういう夏を乗り切れるか、乗り切れないか等々を含めて、需給計画等々もやはりしっかり理解しておく必要があるんじゃないかという思いで、こういうふうに御意見を申し上げました。

ですから、補正申請と一部は関係があるんですけども、三つの適合審査、それを提案しているので、それも、今含めて、委員長が先ほど一つの柱を言われましたので、そのような形で参考人をしていただいたら、幅が広いのでいいんじゃないかと思います。

○委員長（橋口博文） それでは、九州電力の参考人招致ということで意見が出ましたので。

その参考人招致ということで、九州電力の。ほかに異議はないですか、賛成ですか。

○委員（井上勝博） 今の段階で、とにかく聞きたいことも結構あります。活断層についての発見について、これについては、規制委員会にもう報告してあると。だけど、回答は全くないんですよ、質問をしているにもかかわらず。そういう問題も全然音沙汰ないという状況のもとで、やっぱ

り聞きたいことはいっぱいありますので、早目をお願いします。

○委員（川添公貴） 今、九州電力株式会社について、電力供給問題、この問題だけは企画経済委員会の所管だろうと思うんですが、原子力発電所が稼働する、稼働していないという前提で踏まえて調査をしようということであるならば、その点に絞らないと、アバウトな面であれもこれもということであれば、私は呼ぶのは反対します。ただし、今言った設置許可申請が4月の末までに大体出されて、上野委員がおっしゃったように、ほかの手続も平行して今やっている。その時点で大体大きな動きが出てくるだろうと思うんで。日本国の経済を考えると、電力供給問題というのは、やはり必要だろうと思いますんで、そこは、その一点に絞ってやられるということであって、4月末に出された補正申請等々は、もうそういう部分については、原子力規制委員会が調査をしますんで、なかなか触れることは難しいのかなと思いますんで、その1点に絞ってなら賛同したいと思います。

○委員（上野一誠） 私の趣旨も、今、川添委員が言ったような内容の趣旨を申し上げたんですけども、今言ったように、今までやった質問をぶつけたものをまた再度どうこうとやり出すと、やっぱり委員会的に運営上好ましくないと思うので、やっぱりこの再稼働を判断するに当たっての供給のあり方を軸に参考人を呼ぶというような形をとっていただかないと、もうやっぱりよくない。

○委員長（橋口博文） それでは、九州電力の参考人招致を行うこととし、電力供給計画等、説明を受けることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

招致が決まりましたので、日程についてをお諮りしたいと思います。

5月の委員会の開催日については、3カ月日程で、5月16日の予定がありますので、この日で計画してはと考えておりますが、御意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹） 先ほど、電力供給計画、これ大事だと思います、確かに。だけど、補正の関係についても、一定程度こういうふうにやりましたよといったような報告があつてしかるべきだと思います。それも、経過報告を入れて、参考人招

致ということにしてもらいたい。じゃないと、どんな補正をされているのか、経過もわからない。それにはやっぱりちょっと片手落ちだと思いますから。それも含めて。

○委員（川添公貴） 補正申請について内容を知りたいということは十分理解するんですけど、であるならば、今から調整をしていただいて、4月末の申請状況、それから、審査状況、審査書（案）の大体の見込み等々を含めて、ある程度めどが立った時点で招集をかけないと、答弁として聞いたときに、いや、まだ提出中で審査をいただいている状況ですと、もうそれしか回答が返ってこない可能性もありますので、であれば、5月16日っていう規定せずに、委員長にお任せしますんで、しかるべき時期を再度設定されることを希望したいと思います。

○委員長（橋口博文） ほかの方は、今、川添委員が言われたように、調整は正副委員長に一任ということでよろしくをお願いします。

△エネルギー基本計画について

○委員長（橋口博文） 次に、エネルギー基本計画であります。

これにつきましても、上野委員から、その動向を確認する必要があるのではとの意見ですが、これについては、その後、4月11日に閣議決定がされ、公表されております。ついては、資料3のとおり、決定されたエネルギー基本計画を配付しましたので、参考にさせていただきたいと思います。

以上ですが、このことについて何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） それでは、この件については、これで終わります。

△福島第一原子力発電所の視察について

○委員長（橋口博文） 次に、福島第一原子力発電所の視察についてに入ります。

このことについては、井上委員から意見が出されておりましたが、視察の受け入れについて、書記が確認しておりますので、その内容を説明をさせます。

○事務局書記（瀬戸口健一） それでは、このことにつきましては、先日、九州電力を通じまして、東京電力に確認したところでございます。その結

果について申し上げます。

まず、東京電力では、現在40分程度、バス車中からの視察を行っているとのことでありました。しかしながら、視察の申し込みが非常に多い状況であるとのことでもあります。このようなことを踏まえまして、次に、福島第一原発の視察として課題を整理しますと、次のようなことが上げられるのではないかと考えております。

まず、バス車中から40分程度の視察となることから、陳情審査の参考となる部分の視察ができるか、その辺が不明な点があるのではないかと考えたところでございます。具体的に調査したい項目を上げて整理する必要があると考えられます。

また、福島第一原発までの行程は2泊3日程度かかります。したがって、今後の5月、6月の行事等を考えますと、日程調整が難しいのではないかと考えられます。

最後に、旅費の関係ですが、現行予算での対応となります。他の旅費との調整がまた今後必要になってくるかと思えます。

以上が、福島第一原発の視察の内容でございます。終わります。

○委員長（橋口博文） ただいま説明をさせましたが、このことについて御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 1点目、陳情審査との関係ということなんですけども、陳情の中ではやはりシビアアクシデント、炉心溶融に係る重大事故の可能性の排除ができないというようなことがあります。実際、起こった現場というのは一体どうなっているのかということについて、私たちは、単に、書籍や、また写真や、そういったものだけじゃなくて、実際に見ること、百聞は一見にしかずということは大事なことだというふうに思うので、1点目については、そのように主張したいと思います。

あとは、日程の調整や旅費の問題については、もうこれ事務局の努力次第でしょうから、何とかあれしていただきたいなと思います。

○委員長（橋口博文） ほかに意見ありませんか。

○委員（川添公貴） 陳情の中身に対して、じゃあ、福島第一原発の1、2、3、4号を見て、じゃあどう反映するかというたら、各委員の皆さん方の受けとめ方がかなり違うんで、実際見てどう判断するのかということはちょっと別問題だろうと思います。

薩摩川内市議会は、ほかの市議会より恵まれて、政務活動費が支給されておりますんで。それによって、自由に見学ができるということで。申し込みは、それは書記、十分できるんでしょう。だから、申し込みしたらできるんでしょう。だから、そういうちゃんとした税金をいただいておるんで、そこで調査をして、自分の資質を高めるという方向でやっていけば、本委員会としては、陳情の趣旨から鑑みると、行ってどうこうということは必要ないのかなって思っております。

○委員長（橋口博文） 必要がない…。

○委員（川添公貴） だから、必要がある人は、政務活動費で頑張って税金を使って行ってくる。委員会としては、陳情の趣旨に反するという事です。そういう形でお願いします。

○委員長（橋口博文） ほかに意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹） 実際行ってみられた方はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（橋口博文） 協議会に切りかえます。

~~~~~  
午後 3 時 3 5 分休憩  
~~~~~  
午後 3 時 3 6 分開議
~~~~~

○委員長（橋口博文） 本会議に戻します。

福島第一原子力発電所の視察については、御意見が分かれております。調整が難しいようですので、起立により確認したいと思います。

それでは、福島第一原子力発電所の視察の実施について賛成する委員の…。

○委員（上野一誠） 決をとるのであれば、行ける状況であるのかどうかをしっかりと精査した中で、行けるというふうにしていかないと。ただ、賛成ばかりどうこうと、行く時期もあるでしょうから、そういうものが明確にとれるという中で賛否をとっていただきたい。

○委員（井上勝博） 確かに日程が込んでいて、現地は次々と日程が詰まってくると思うんですね。バス、みんな行っているんだと思うんです。やっぱり川内原発を先に再稼動するかどうかが全国的にも注目されているわけですので、順番待ちというのではなくて、特別にお願いしたいということで切に東京電力にお願いしていただきたいと思います。

○委員長（橋口博文） 書記に説明をお願いします。

○事務局書記（瀬戸口健一） 今の井上委員のおっしゃったことに対して、今現在の 5 月、6 月のあき状況につきましては、最新の状況では、あいていないということで聞いております。

○委員（佃 昌樹） 九州電力でいいんだろ。

○委員長（橋口博文） 7 月から先じゃろう。

○委員（佃 昌樹） 5 月、6 月といったら、まだ結論が出せる状況の段階ではないですね。当初は、伊藤知事が変なことを言ったから 6 月を目指して、ばあっと進んだけれど。とんでもない。いろんな手続が残っていついて、今後またずーと。

私は、夏場でもいいんじゃないのかとも思うんですよ。7 月でも。だから、そのへんのところは、まだ日程が、7 月ぐらいでも日程が、とれば、それでも構わないのじゃないの。

○委員長（橋口博文） それでは、これで休憩とりますので、済みませんが。

~~~~~  
午後 3 時 3 8 分休憩
~~~~~  
午後 3 時 4 5 分開議  
~~~~~

○委員長（橋口博文） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

福島第一原発の視察については、今後、5、6 月で実施できるか調整をすることとし、改めて調整結果は次の委員会で報告します。委員長に一任いただきたいと思います。よろしいですか。

○委員（佃 昌樹） 一任は構わないんだけど、5 月、6 月が物理的にだめだとなったら、どういうふうを考えられていらっしゃるんですか。

○委員長（橋口博文） いや、それはまた、交渉してみらにやわからんわけですから。交渉してみらにやわからんな。交渉して、井上委員が努力をして、くれって言やっで、また努力をしてもらわんにやいかんが。

○委員（福元光一） 5、6 月はやっぱり詰まっているからだめだけど、また交渉して、だめな場合は 7、8 月と行くんでしょう、そこ確認です。

○委員長（橋口博文） 議会もある、6 月議会があつどが。その関係も出てくつで。調整してみますが。

そういうことで、きょうはと思いますが、どうですか、いいですか。次の委員会で報告をしますから、また。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） それでは、ここで陳情 11 件の取り扱いについてを申し上げます。閉会中に委員会を開会しますので、本日の陳情審査はここまでとし、陳情 11 件の審査を一時停止します。

△閉 会

○委員長（橋口博文） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。ここで本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文